

第二種使用等拡散防止措置確認申請
資料2
 (「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」の4に基づき、
 当該委員会の審議を要さないものとして報告するもの)

令和8年9月15日

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
Avian retrovirus、Mammalian retrovirus、マウス	国立長寿医療研究センター	2(1) 3(1)
SARS-related coronavirus、大腸菌	国立健康危機管理研究機構	2(2)
Tick-borne encephalitis virus、大腸菌	九州大学	2(2)
West Nile virus、大腸菌	九州大学	2(2) 3(1)
MERS coronavirus、大腸菌、マウス	国立健康危機管理研究機構	2(1) 3(1)
Vesicular stomatitis Indiana virus、大腸菌、マウス	大阪大学	2(2) 3(1)
Chikungunya virus	弘前大学	2(2)

その他、申請者の希望により、非公表が1件

※委員会報告とした理由欄には、

「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」別紙のうち、該当する箇所を記載

【参考】 遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について 別紙 一抄一

2. 遺伝子組換え実験(動物接種実験、植物接種実験を除く)

(1) 文部科学大臣の確認を受けた拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主及び供与核酸が同一であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2) 文部科学大臣の確認を受けた拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主が同一であり、供与核酸のうちタグ遺伝子又はレポーター遺伝子が異なるもの、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの(ただし、新たに導入する供与核酸が由来する生物(ヒトを含む)である核酸供与体が、研究二種省令別表第一の一のイ、ロ又はニ若しくは同表二のホ又はヘに該当する場合、同供与核酸が同表一のニ、ホ又はト若しくは同表三のロに該当する場合を除く)

3. 動物接種実験(拡散防止措置が特定飼育区画である場合を除く)

使用する遺伝子組換え生物等が、2.(1)又は(2)に掲げるものであり、以下のいずれかに該当する動物接種実験(ただし、当該動物は、飛翔する能力を擁する生物等、魚類その他の水中生物等、又は寄生虫その他の微小生物等である場合を除き、かつ、遺伝子組換え生物等である場合には動物単独で使用する場合に文部科学大臣の確認を受けることが必要とされないものに限る)

(1) 当該遺伝子組換え生物等を接種する動物が同一種であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2) 主査が指名した委員による意見をもとに、拡散防止及び実験安全の観点から主査が適切であると判断するもの

4. 細胞融合実験

法律第二条第二項第二号に掲げる技術により得られた核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え生物等である動物のうち、親生物の実験分類がクラス1であって、個体に成育させないものであり、かつPIAの拡散防止措置を執るもの